

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況(令和5年度)

支出元独立行政法人の名称	交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	点検結果の区分	
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分			
独立行政法人 地域医療機能推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度	40,752,000	—	令和5年 4月27日 28日 30日 5月29日 31日 6月27日 30日 7月27日 31日 8月28日 31日 9月27日 30日 10月27日 31日 11月27日 30日 12月27日 28日 31日 令和6年 1月29日 31日 2月27日 29日 3月27日 29日 31日	—	公財	国認定	特段の問題なし (産科医療補償制度を運営する唯一の公益法人であり、分娩数に応じて掛金を納めているものである。当該支出は産科医療補償制度上必要不可欠なものであるため。)	有	6
独立行政法人 地域医療機能推進機構	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	病院機能評価料 申込金	6,806,000	—	令和5年 4月 1日 6月30日 7月10日 10月10日 31日 12月28日	—	公財	国認定	特段の問題なし (病院機能評価事業を運営する唯一の公益法人であり、当該支出は病院の運営上必要不可欠なものであるため。)	有	6

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。